

**農作物等への渇水・高温に伴う緊急支援を実施します**

梅雨明け以降、降水量が少なく高温の日が続いている中で、農業者が農作物の渇水対策のために行うかん水用機械の整備等や、畜産農家が行う高温対策の設備の購入に対し緊急支援を創設します。つきましては、以下の内容の周知についてご協力お願いいたします。

■ 農作物等 渇水・高温対策緊急支援事業**1 支援の内容****(1) 耕種農家が行う渇水対策の設備投資等への支援****① 補助対象および補助対象経費の上限額**

・ポンプ車等の借り上げ	17,800 円/日	
・ポンプの借り上げ	3,100 円/日	
・ポンプの購入	88,200 円/台	
・ホースの購入	8,400 円/本	※ポンプと同時に購入したもの
・ポリタンク購入(200ℓ 以上)	27,300 円/個	

② 補助率 2分の1以内 (下限事業費 2万円・下限補助額 1万円)**③ 対象者 農業者(個人・法人)のうち、かん水面積が以下に該当する販売農家**

- ・水 稲 : 令和5年度水稲作付面積の30%以上又は30a以上のいずれか
- ・園芸作物 : 令和5年度園芸作物 作付面積10a以上

(2) 畜産農家が行う高温対策の設備導入への支援**① 補助対象および補助対象経費の上限額**

畜舎用送風・換気・散水設備の購入 105,200 円/台

② 補助率 2分の1以内 (下限事業費 2万円・下限補助額 1万円)**③ 対象者 畜産経営を行う農業者****2 補助対象期間等**

令和5年7月21日から令和5年9月10日まで

※ 期間内に購入または借り上げたものに限る

※ 購入の場合は、新規分のみを補助対象とし更新は対象外

○農業用水の取水について

河川等から取水している利水者におかれましては、他の利水者と連絡を密にし、必要に応じて取水の調整を行うなどの対応をお願いします。農業者の皆様におかれましては、農作物に必要な水管理を地域全体で行うことができるよう、効率的な農業用水の利用にご協力願います。

【問い合わせ先】

新潟市農林水産部 農林政策課 佐藤・松川
電話 025-226-1761(直通)